

任意後見監督人選任の申立てをされる方へ

東京家庭裁判所本庁・立川支部

第1 任意後見制度の概要

任意後見制度とは、本人があらかじめ公正証書で結んだ任意後見契約に従って、本人の判断能力が不十分になったときに、任意後見人が本人を援助する制度です。家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、任意後見契約の効力が生じます。任意後見人には同意権、取消権はなく、代理権のみが与えられます。(任意後見契約を結んでいない場合、いきなり家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立てはできません。)

第2 申立てをすることができる人

申立てをすることができる人は、本人（任意後見契約の本人）、配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者です。

四親等内の親族とは、主に次の人たちになります。

- (1) 親，祖父母，子，孫，ひ孫
- (2) 兄弟姉妹，甥，姪
- (3) おじ，おば，いとこ
- (4) 配偶者の親・子・兄弟姉妹

第3 申立て先

本人の住所地（住民登録をしている場所）を管轄する家庭裁判所です。

東京都の場合、本人の住所地が23区内及び諸島であるときは本庁（※6ページ参照）の管轄に、その他の市町村であるときは立川支部（※7ページ参照）の管轄になります。

第4 申立てに必要な書類及び費用

1 申立書類

- 任意後見監督人選任申立書
- 申立事情説明書（任意後見）
- 任意後見受任者事情説明書
- 親族関係図
- 本人の財産目録及びその資料（不動産の全部事項証明書，預金通帳のコピー等）
- 本人の収支状況報告書及びその資料（領収書のコピー等）

2 その他の添付書類

※「任意後見契約公正証書のコピー」以外は、申立日から3か月以内のもの

- 診断書（成年後見制度用）・診断書付票※
- 本人情報シートのコピー

上記の各書類の取得方法等については、「診断書等の準備について」(5ページ)をご確認ください。

- 本人の戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）※
- 本人の住民票又は戸籍の附票※

（注意！！マイナンバーの記載がないものを提出してください。）

- 任意後見受任者の住民票又は戸籍の附票※

（登記事項証明書と申立書の住所が異なる場合のみ、住所の移動が確認できるものを提出してください。）

（注意！！マイナンバーの記載がないものを提出してください。）

- 登記事項証明書（任意後見）（東京法務局で発行されます。）※
- 本人が登記されていないことの証明書（東京法務局で発行されます。）※
（東京法務局への申請の際、申請書の証明事項については、「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない。」欄にチェックをしてください。）
- 任意後見契約公正証書のコピー

3 費用

- 収入印紙2, 200円（①申立費用800円, ②登記費用1, 400円）
内訳①400円×2枚, ②1, 000円×1枚, 400円×1枚
- 郵便切手3, 220円
内訳500円切手×3枚, 100円切手×5枚, 82円切手×10枚, 62円切手×2枚, 20円切手×8枚
10円切手×10枚, 1円切手×16枚

第5 申立書の提出について

申立書類, その他の添付書類, 費用（収入印紙と郵便切手）がすべて整いましたら, 申立先の家庭裁判所宛てに提出してください（郵送可）。

第6 申立後の手続の進行

1 資料の追完について

申立ての際に十分な確認ができなかった場合は, 後日あらためて家庭裁判所にお越しいただいたり, 資料の追完をお願いすることがあります。手続の迅速な進行のため, 審判に必要な資料を申立人から積極的に出していただいておりますので, ご理解とご協力をお願いいたします。

2 本人調査, 任意後見受任者調査について

任意後見制度では, 本人の意思を尊重するため, 申立ての内容について本人の陳述を聴取し, 同意の確認をすることが必要となっております。これを本人

調査といいます。本人調査の際は、原則として本人に家庭裁判所にお越しいただくこととなります。しかし、入院等により外出が困難な場合は、家庭裁判所から担当者が入院先等に直接伺います。また、必要に応じて任意後見受任者からも事情を聴取することがあります。

3 その他（親族への意向照会、精神鑑定について）

- ・家庭裁判所は、本人の親族に対して、書面等により、申立ての概要などを伝え、これらに関する意向の確認をすることがあります。
- ・本人に判断能力がどの程度あるかを医学的に判定するために、鑑定が必要となる場合があります。費用は一般的に10万円～20万円程度です。鑑定を行うことになった場合は家庭裁判所から連絡いたします。

注意！

1. 任意後見監督人は家庭裁判所が職権で選任します。その際には
①本人の心身の状態並びに生活及び財産の状況、
②任意後見受任者の職業・経歴、
③本人の意見
等を踏まえて、総合的に判断をします。
審理の結果、弁護士、司法書士又は社会福祉士等といった第三者専門職を任意後見監督人として選任します。
2. 任意後見監督人に対する報酬は、家庭裁判所が公正な立場から金額を決定した上で、本人の財産の中から支払われます。
3. 申立書類を提出した後は、審判前であっても、家庭裁判所の許可を得なければ申立てを取り下げることはできません。

第7 任意後見人、任意後見監督人の職務

1 任意後見人の職務について

任意後見受任者は任意後見監督人が選任されると「任意後見人」として職務を行うこととなります。

任意後見人は、本人の意思を尊重し、かつ、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、任意後見契約時に結んだ契約内容に基づき、後見事務を行うこととなります。代理行為の内容については、個々の事案ごとに異なりますが財産管理に関する法律行為と身上監護に関する法律行為などが挙げられます。

(1) 財産管理に関する法律行為と財産目録の作成

財産管理に関する法律行為とは、例えば、預貯金の管理、払い戻し、不動産などの重要な財産の処分、遺産分割、賃貸借契約の締結・解除などが挙げられます。

代理行為の中に、このような財産管理に関する法律行為が含まれる場合、任意後見人は、まず本人名義の財産を調査し、財産目録を作成してください。この財産目録が、今後、財産管理を行う上で最低限必須となります。また、

作成した財産目録を任意後見監督人に提出してください。

任意後見人は任意後見監督人の求めに応じて財産管理状況等後見事務を報告することになります。任意後見人は本人の現状や財産及び収支の状況について、日ごろから把握し、領収書や取引に関する書類をきちんと保管する必要があります。

(2) 身上監護に関する法律行為

身上監護に関する法律行為とは、例えば介護契約、施設入所契約、医療契約の締結・解除などが挙げられます。本人の身上監護に関する法律行為を行った場合には、その契約書のコピーなどの控えを取っておいてください。

2 任意後見監督人の職務について

任意後見監督人は任意後見人の事務を監督します。任意後見人が適正に後見事務を行っているのか、定期的にチェックし、家庭裁判所に定期的に報告を行います。

任意後見監督人の監督の過程で任意後見人の事務に「不正な行為」「著しい不行跡」などが判明した場合には、任意後見人の解任なども視野に入れてその後の対応が検討されます。

3 任意後見契約の終了について

任意後見契約が終了するのは次の場合です。

(1) 任意後見契約の解除

任意後見監督人選任前であれば、公証人の認証を受けた書面での契約の解除、任意後見監督人選任後であれば、家庭裁判所の許可が必要です。

(2) 任意後見人の解任

任意後見監督人の監督を通じて任意後見人の不正な行為など任務に適しない事由が判明した場合には、任意後見監督人等の請求により、家庭裁判所は任意後見人を解任することができます。

(3) 法定後見（後見・保佐・補助）の開始

任意後見監督人が選任された後に法定後見開始の審判がされた場合には、任意後見契約は当然終了します。

(4) 本人又は任意後見人（任意後見受任者）の死亡、破産手続開始の決定等

(平成31年4月)

診断書等の準備について

① 「本人情報シート」を準備する

(1) ご本人の福祉関係者（ケアマネジャー、ケースワーカーなど）に「本人情報シート」への記載を依頼してください。

【福祉関係者に渡すもの】 「本人情報シート」の作成を依頼された福祉関係者の方へ
 本人情報シートの書式

(2) 作成された「本人情報シート」のコピーを1部準備してください。

- * 「本人情報シート」とは、ご本人を日頃から支援している福祉関係者が、ご本人の生活状況等に関する情報を記載するためのシートです。
- * 医師がご本人の判断能力について診断をする際の参考資料としたり、裁判所がご本人の判断能力やご本人に必要な支援を考えたりするための資料として活用します。
- * 福祉関係者の支援を受けていない場合など、「本人情報シート」の作成を依頼できる方がいない場合は、各市町村の社会福祉協議会や地域包括支援センター、社会福祉協議会等が運営する権利擁護支援センター、中核機関等にご相談いただき、できる限りご準備いただくようお願いいたします。
- * 「本人情報シート」が準備できなくても、診断書の作成を依頼することができます。

② 「診断書・診断書付票」を準備する

主治医に対し、診断書・診断書付票の作成を依頼してください。

【主治医に渡すもの】 診断書を作成していただく医師の方へ
 診断書・診断書付票の書式（成年後見制度用）
 ①で作成された「本人情報シート」（原本）（作成後1か月以内）

- * 診断書の作成を主治医に引き受けてもらえない場合には、他の医師に依頼していただいても構いません。

③ 家庭裁判所へ申立てをする

【裁判所に提出するもの】 ②で作成された「診断書・診断書付票」（原本）（作成後3か月以内）
 ①で作成された「本人情報シート」（コピー）

東京家庭裁判所後見センターのご案内

【住 所】 〒100-8956

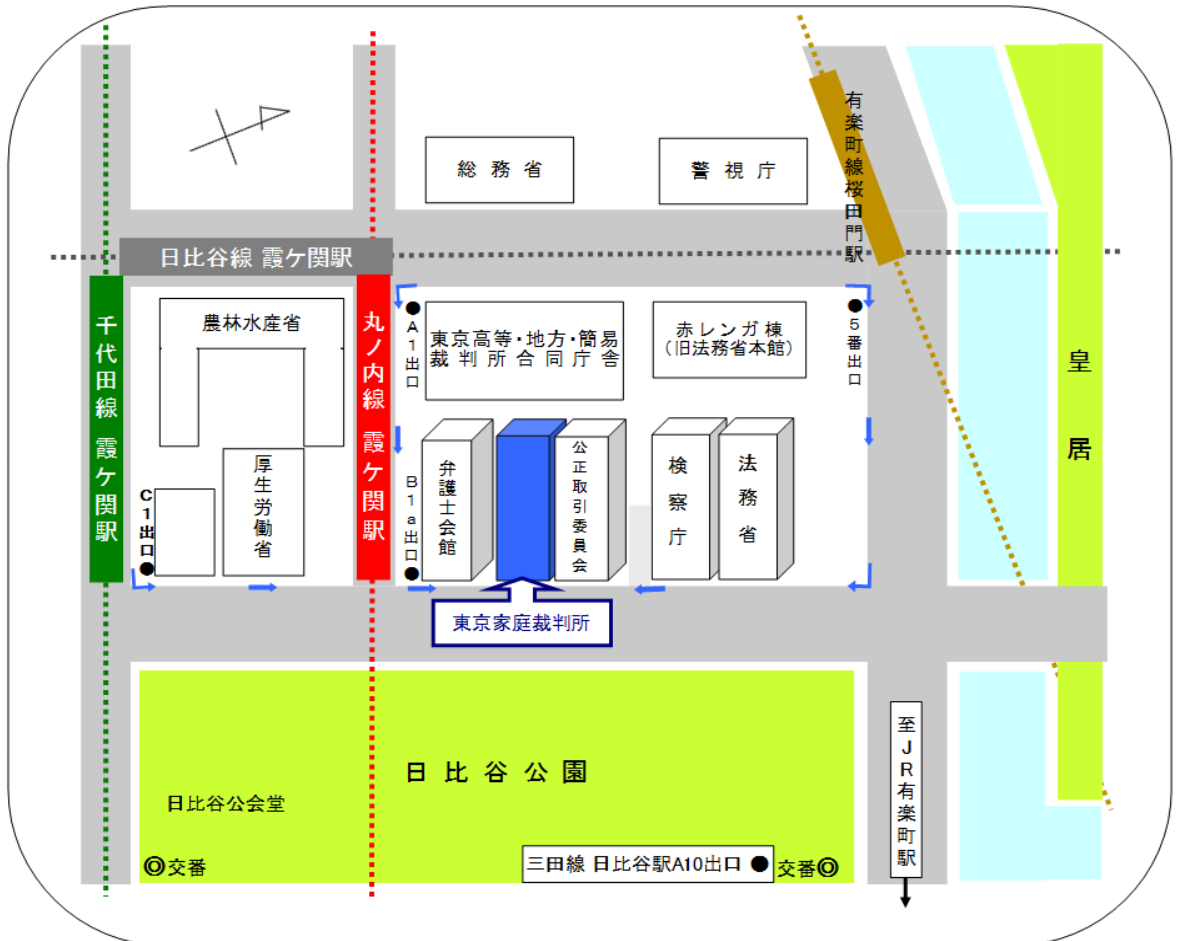
東京都千代田区霞が関1丁目1番2号（中央合同庁舎6号館C棟）

【電 話】 03（3502）5359，5369（後見センター受付係直通）

【最寄り駅】

- ・東京メトロ
 - 丸ノ内線 「霞ヶ関駅」下車 B1a出口から徒歩約1分
 - 日比谷線 「霞ヶ関駅」下車 A1出口から徒歩約3分
 - 千代田線 「霞ヶ関駅」下車 C1出口から徒歩約5分
 - 有楽町線 「桜田門駅」下車 5番出口から徒歩約10分
- ・都営地下鉄
 - 三田線 「日比谷駅」下車 A10出口から徒歩約10分
- ・JR
 - 山手線 「有楽町駅」下車 日比谷口から徒歩約15分
 - 京浜東北線

東京家庭裁判所の案内図



※東京家庭裁判所庁舎2階の後見センターに直接お越しください。

※東京家庭裁判所の駐車場は、駐車台数が限られているため、公共交通機関のご利用をお願いします。

東京家庭裁判所立川支部後見係のご案内

【住 所】 〒190-8589

東京都立川市緑町10番地の4

【電 話】 042(845)0322, 0324(直通)

【交通手段】

JR中央線・青梅線・南武線「立川駅」北口から

・多摩都市モノレール利用の場合

「立川北駅」乗車～「高松駅」下車～徒歩約5分

・立川バス利用の場合

立川駅北口バス乗り場②番乗車～「裁判所前（下り）」下車～徒歩約1分

・徒歩の場合

立川駅北口から約25分



※東京地方裁判所・東京家庭裁判所立川支部庁舎7階の後見係に直接お越しください。

※東京家庭裁判所立川支部の駐車場は、駐車台数が限られているため、公共交通機関のご利用をお願いします。